

登録操縦士規程

第一条（目的）

本規約は、登録操縦士制度の運用等について必要な事項を定め、登録操縦士が活動を行う際の謝金制度を明確にするものとする。

第二条（定義）

登録操縦士とは、操縦士としての無人航空機を使用する活動を通し社会貢献への意思を持った者をいう。

第三条（登録）

登録操縦士となるためには、登録フォームへの入力もしくは GIAP 教育プログラム受講時・JULC 茨城教習所にて国家資格を受講時のいずれかから登録操縦士定義を理解し無人航空機の資格を取得した者とする。

2 登録には、航空局ホームページに掲載されている講習団体を管理する団体より取得した資格もしくは無人航空機国家資格を有していることを条件とする。

3 GIAP 教育プログラムを受講し無人航空機の資格を取得した者。

4 GIAP 教育プログラムへ民間資格の移行を行った者。

5 JULC 茨城教習所にて国家資格を受講し資格を取得した者。

第四条（登録料）

登録操縦士は、年間毎 5,000 円の登録料を納入するものとする。

登録料は操縦練習会開催費用ならびに謝金の一部となる。

2 第三条 3・4・5 に示す有資格者は、1 年目の登録料を免除（無料）とする。

3 登録料は 1 年毎に徴収する。

4 納入方法は銀行振り込みを基本形式とする。

第五条（有効期間）

登録操縦士の登録有効期間は、登録日・資格更新日・資格取得日から起算して 1 年間とする。

2 第三条 3・4・5 に示す者は、2 年目以降も登録料を収めることで登録操縦士登録 1 年間の有効期限を得る。

第六条（更新）

登録操縦士が民間資格における登録の更新を希望する場合は入金をもって更新手続き完了とする。

2 第三条 3・4 に示す者が GIAP にて民間資格を更新した際は、更新費用に 1 年間分の登録料を含むものとする。

3 第三条 5 に示す者が更新をする際は更新費用に登録料を含まない。これは今後変更となる可能性がある。

第七条（登録の解除）

登録操縦士が登録の解除を希望する場合は、希望日の一か月前までに解除申請入力フォームへ入力することで登録の解除ができる。ただし、既に納入された登録料は返納しない。

第八条（除名）

登録操縦士が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、理事会の決議により、これを除名することができる。

その場合、納入された登録料は返納しない。

- 1) 本協会定款、本規約に違反した場合
- 2) 故意、過失に問わず、本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行った場合
- 3) 犯罪その他の信用を失う行為をした場合

第九条（その他登録操縦士資格の喪失）

前条に定める場合のほか、登録操縦士は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1) 解除申請のフォームが提出されたとき
- 2) 正当な理由なく登録料支払期限から起算して1年以上遅滞したとき
- 3) 保有する無人航空機資格の有効期限が切れたとき
- 4) 保有する無人航空機資格証を更新したにもかかわらず、更新後の資格証の写しを本部に送付せず、資格証が更新された旨の届け出を怠ったとき
- 5) 当該操縦士が死亡したとき

第十条（階級設定）

安全な運用を行うため、登録操縦士は下記に示す2つの累計実働飛行時間数にて階級分けを行い、謝金を定めることとする。旅費に関わる宿泊費用は業務時に適応し、ボランティア活動では適応しない。他、謝金及び旅費規程に定める通りとする。

階級別謝金一覧表

	実働飛行時間数（累計）	
	10時間以上の者	50時間以上の者
委嘱業務 ^{※1}	2万円/日	4万円/日
委託業務 ^{※2}	2万円/日	3万円/日
有償ボランティア活動 ^{※3}	1万円/日	2万円/日

半日にて対応の場合は、半額とする。

※1 委嘱業務：各教育プログラム以外

※2 委託業務：GIAP教育プログラム及び無人航空機国家資格取得におけるプログラム

※3 有償ボランティア活動：GIAP啓蒙活動を含む案件

第十一条（その他）

登録操縦士について本規約に定めのない事項かつ必要な内容は、理事会にて決定する。

付則

この規程は、令和2年12月25日より施行する。

付則

改定後の規程は、令和3年10月27日より施行する。

改定後の規程は、令和7年4月1日より施行する。